

■議案第20号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について

【要旨】

高知縣市町村総合事務組合を構成している団体のうち、「高幡西部特別養護老人ホーム組合」が令和2年3月31日をもって解散することとなっているため、脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づく協議を行うこととなりますが、同法第290条の規定により、事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分については、四万十町に帰属させる。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高知縣市町村総合事務組合負担金条例 抜粋

（退職手当に関する市町村負担金の還付又は特別徴収）

第3条 規約第3条第1項第1号の事務を共同処理する団体（以下この条において「共同処理団体」という。）が、共同処理団体でなくなったときは、既に当該団体が納付した負担金の100分の98に相当する額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額（以下、次条において「累積収支差額」という。）を還付し又は徴収する。ただし、市町村合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により組合から脱退し、新市又は新町において、引続き規約第3条第1項第1号の事務を共同処理する場合、又は共同処理団体が、共同処理団体でなくなった場合において、その職員が引き続いて他の共同処理団体の職員となったときは、この限りでない。